

## 平成27年度第1回豊川市総合教育会議議事録

開催日 平成27年6月4日 午前10時00分

場所 豊川市役所本庁舎3階 委員会室

出席者	市長	山脇	実
	教育長	高本	訓久
	教育委員	林	正美
	教育委員	小田	伊佐浩
	教育委員	柳瀬	ひろみ
	教育委員	菅沼	由貴子

事務局	教育部長	柴谷	好輝
	教育部次長	赤谷	雄助
	教育部次長兼学校教育課長	松平	貴圭
	教育部次長兼中央図書館長	中森	利仁
	庶務課長	鈴木	敏彰
	学校教育課主幹	山田	佳宏
	生涯学習課長	前田	清彦
	スポーツ課長	中村	幸夫
	学校給食課長	大林	充始
	中央図書館主幹	尾崎	浩司
	庶務課課長補佐	磯野	一則
	庶務課庶務係長	中尾	成利

協議事項 (1) 総合教育会議の運営について  
(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱「豊川市教育大綱」について

「赤谷教育部次長」 定刻となりましたので、ただいまより、第1回豊川市総合教育会議を開催いたします。なお、本日の会議は、事前にご出席の皆様にはご了解いただいておりますので、公開により行わせていただきます。

はじめに山脇市長からごあいさつを申し上げます。

「山脇市長」 教育長及び教育委員の皆様には、第1回総合教育会議ということで、お

忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

先週の土曜日は、小学校の運動会が開催されたということで、お疲れ様でございました。お天気に恵まれて、素晴らしい運動会になったのではないかと思います。

さて、教育の現場は、変化が著しい社会の中で、さまざまな課題が生じている状況にあると思いますが、本市の教育委員会の皆様におかれては、子ども達の健やかな成長のため、日々課題に向き合い、ご尽力いただいておりますこと、大変感謝を申し上げます。

ご承知のとおり、今年の4月1日より地方教育行政法が改正され、新しい教育委員会制度が始まりましたが、新制度の大きな柱のひとつとして、「地方教育行政における責任体制の明確化」があげられます。これは本日出席されている高本教育長が、教育委員会を代表する「教育委員長」と、事務局を統括する「教育長」を一本化した、新しい教育委員会制度のもとでの「新教育長」として、この4月1日より就任されているところです。

本日は、法改正のもとで行われるもうひとつの大きな取り組みである、「総合教育会議」を設置する運びとなったものです。これまで通り、教育委員会の場で様々な事案に対してご審議いただくことには変わりはありませんが、地方公共団体の長と教育委員会とで構成する総合教育会議という場を更に設けまして、両者が一層緊密な連携・協力のもと、本市の教育振興を進めていこうというものでございます。

この会議を通じまして、本市の教育を取り巻くさまざまな課題や事案について大いに議論を交わし、本市教育のさらなる発展につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、第1回目の総合教育会議ですので、この会議の運営方法などをご説明させていただきますまして、その後、本市教育の指針となる「教育大綱」について、協議事項としてまいりますので、よろしくお願い致します。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

**「赤谷教育部次長」** ありがとうございます。

お手元の次第にもとづき会議を進めてまいります。本日は1回目の総合教育会議ですので、お手元の名簿にもとづき、ご出席の皆様をご紹介させていただきます。まず、ただいまご挨拶いただきました山脇実豊川市長でございます。続きまして、高本訓久教育長、林正美教育委員、小田伊佐浩教育委員、柳瀬ひろみ教育委員、菅沼由紀子教育委員、以上の6名の皆様でございます。

また、本会議の事務局の紹介をさせていただきます。進行を担当しております私は、教育部次長の赤谷でございます。続いて、柴谷教育部長、松平教育部次長兼学校教育課長、中森教育部次長兼中央図書館長、鈴木庶務課長、山田学校教育課主幹、前田生涯学習課長、中村スポーツ課長、大林学校給食課長、尾崎中央図書館主幹、磯野庶務課長補佐、中尾庶務課庶務係長でございます。

続いて、次第の下段に配布資料とございますが、本日お配りしている資料の確認を

させていただきます。本会議の「名簿」、「協議事項（１）資料」、「協議事項（２）資料」、「概要版 豊川市教育振興基本計画」、「年間の会議予定について」の以上でございますが、配布漏れはございませんか。

それでは、次第の協議事項（１）「総合教育会議の運営について」を、事務局からご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

**「鈴木庶務課長」** 事務局の教育委員会庶務課長の鈴木でございます。それでは事務局からご説明いたします。

配布資料の「協議事項（１）資料」をご覧ください。先ほど市長からのご挨拶ございましたが、本年４月１日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、いわゆる「地方教育行政法」の一部改正が施行されており、ここから「総合教育会議」にかかる条項を抜粋しております。

第１条の四 第１項として、総合教育会議で協議及び調整する事項について掲げております。大綱策定に関する協議の他、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策」と「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」についてでございます。

同条第２項として、総合教育会議は地方公共団体の長と教育委員会で構成し、同条第３項として、本会議は地方公共団体の長が招集するものでございます。

同条第４項として、教育委員会においても総合教育会議の招集を地方公共団体の長に求めることができます。

同条第５項は、協議において必要があると認めるときは、有識者はじめ外部の方の意見を求めることができるとなっております。

同条第６項は、会議は原則公開とすること、第７項は議事録を作成し、公表に努めることとなっております。裏面の２ページをご覧くださいまして、同条第８項は、総合教育会議において調整が行われた事項については、会議の構成員は結果を尊重しなければならないとなっております。

次に、この改正地方教育行政法で定める条項に基づいて、本市の総合教育会議の運営について定めます、「豊川市総合教育会議設置要綱（案）」をご説明しますので、３ページをご覧ください。

第１条（設置目的）ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第１項の規定に基づき、市長と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本市の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、教育行政を効果的に推進していくため、豊川市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。」とするものでございます。

第２条（所掌事務）ですが、「会議は、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。」とし、「１ 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること」、「２ 教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること」、「３ 児童、生

徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事」としてまいります。

第3条（構成員）は、「会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。」としてまいります。

第4条（会議）ですが、「1 会議は、市長が招集し、市長が議長となる。」とするほか、「2 会議は、市長が定める日に開催するものとする。」「3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。」「4 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。」としてまいります。

第5条（意見聴取）は、「市長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。」とございます。

第6条（会議の公開）は、「会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。」とし、第7条（議事録）は、「市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定に該当する場合にあっては、公表しないことができる。」としてまいります。

第8条（事務局）は、「会議の事務局を教育委員会庶務課に置く。」とし、第9条（雑則）「この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。」としてまいります。

なお、附則として本要綱の施行年月日がありますが、本日も承認いただければ、本日付で施行してまいりたいと存じます。

以上で「協議事項（1）」の説明を終わります。

**「赤谷教育部次長」** ただいま、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、並びに豊川市総合教育会議設置要綱（案）について事務局より説明をさせていただきました。ただいまご説明させていただきました要綱（案）等につきましてご意見等がございましたら、ご発議をお願いします。

**「山脇市長」** それでは私から一つ発言させていただきますが、これは、2011年の大津市での中学生自殺事件がきっかけとなって法改正が行われ、豊川市の設置要綱が施行されるといったものですが、このような問題については、市の首長が知らん顔ということは当然ありえないことで、行政の首長の責任として、教育委員会と一緒に対応していかなければならないと考えております。

よろしく申し上げます。

**「赤谷教育部次長」** それでは、本要綱案について、ご了解いただけたということでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。それでは、この要綱にしたがって、本会議の運営を行ってまいります。

次に、協議事項（２）に入っておりますが、ただいまご承認いただきました、要綱第４条第１項の規定にありますとおり、市長に議長をお願いし、以降の会議の進行をお願いしたいと存じます。

それでは市長、よろしく願いいたします。

「**山脇市長**」 それでは、会議の議長を務めさせていただきます。ご協力のほど、よろしく申し上げます。

協議事項（２）「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱「豊川市教育大綱」について」、事務局からの説明を求めます。

「**鈴木庶務課長**」 「協議事項（２）資料」をご覧ください。協議事項（１）では、総合教育会議にかかる地方教育行政法の一部改正の条項についてご説明しましたが、「大綱の策定等」として、協議事項（２）にかかる条項を抜粋しております。

第一条の三 第１項は、「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」としております。

同条第２項は、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。」としております。

同条第３項は、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」とし、大綱の公表義務を定めております。

同条第４項は、「第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。」とございます。法第２１条に規定する事務とは、教育委員会の権限に属する事務でございます。

資料裏面の２ページをご覧ください。「２ 大綱にかかる法令等での位置づけ等」ですが、ただいまご説明した法律の条項と、この法律に関する文部科学省通知による解釈を掲げております。

以降は省略し、大綱と呼ばさせていただきますが、「大綱の策定主体」は申し上げたとおり、市長であり、この会議で協議、調整した上で、策定するものです。

「大綱の内容」ですが、法第１条の三第１項の規定のとおり、教育等の総合的な施策の目標や、施策の根本となる方針を大綱としてまいります。教育をはじめ、学術、文化、スポーツ等も大綱の対象となりますが、これらの施策について必ずしも網羅的に記載する必要はありません。

「大綱と教育振興計画との関係」ですが、大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされています。また、「市長が、総合教育会議で教育委員会と協議・調整し、市教育振興基本計画をもって大綱に代えると判断した場合、別途、大綱を策定する必要はない。」ともしてお

ります。

「大綱の対象期間と策定時期」ですが、対象期間は4年から5年程度で、策定時期につきましては、法改正の施行日以降、総合教育会議を開催し、できるだけ速やかに策定していく必要がございます。

「尊重義務」とありますが、大綱の法律上の効果でございます。法第1条の4第8項の規定により、市長が教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合は、市長及び教育委員会双方に尊重義務が発生します。ただし、その方針に基づき事務執行を行ったもの、結果として大綱に定めた目標が達成できなかった場合については、尊重義務違反にはあたらない、とされております。

「策定・公表の手続き」ですが、大綱の策定及び変更については、総合教育会議で協議する必要があり、この結果は遅滞なく公表しなければなりません。

資料3ページをご覧ください。「3 本市における大綱策定の方針」についてですが、法や国通知を踏まえてのものでございます。

「(1) 基本的な考え方」です。本市では、教育基本法第17条第2項の「地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、それぞれの地域の実情に応じて、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」との規定を受け、本市の教育行政の指針となる基本理念や基本目標を明らかにし、具体的な教育施策を計画的に推進するため、平成24年3月に「豊川市教育振興基本計画」を定めています。

教育振興基本計画と大綱はともに、国の教育振興基本計画を参酌し、教育等にかかる地域の実情に応じて策定するものであることなどから、市教育振興基本計画と大綱は整合性のとれたものであることが必要と考えます。したがって、本市が定める「豊川市教育大綱（以下「市大綱」とする。）」は、市教育振興基本計画をもって代えることとし、特に、本計画の骨格部分である基本理念と基本目標を市大綱に位置づけてまいりたいと考えるものです。

本市の教育振興基本計画ですが、お配りしております「豊川市教育振興基本計画概要版」をご覧ください。基本理念を「ともに学び 生きる力を育み 未来を拓く豊川の人づくり」としております。資料を開いていただき、基本目標ですが、

- 「1 豊かな心を育む教育を実現します」
- 「2 社会の変化に応える確かな学力を育成します」
- 「3 魅力ある教育環境を整備します」
- 「4 豊かな人生を自らが築く学習社会を確立します」

とし、それぞれの目標に関わる施策及びその施策の展開を掲げています。

それぞれの基本目標における施策ですが、「基本目標1 豊かな心を育む教育を実現します」は、(1) 道徳教育の充実、(2) 人権教育の推進、(3) いじめ・不登校などへの対応、(4) 読書活動の推進、(5) 子育て・家庭教育の向上支援。

「基本目標2 社会の変化に応える確かな学力を育成します」は、(1) 楽しくわか

る授業の実践、(2)外国人の児童生徒への教育の充実、(3)進路指導の充実、(4)特別支援教育の充実、(5)教職員の資質向上、(6)学習支援員の配置。

「基本目標3 魅力ある教育環境を整備します」は、(1)児童生徒の安全安心の確保、(2)開かれた学校づくりを目指す教育活動、(3)家庭・地域教育の連携、(4)学校教育環境などの整備・充実、(5)スポーツ環境・施設の整備と活用、(6)生涯学習環境の整備、(7)図書館機能の充実。

「基本目標4 豊かな人生を自らが築く学習社会を確立します」は、(1)生涯学習の振興と充実、(2)生涯の健康を支える力の育成、(3)生涯スポーツ社会の実現、(4)図書館サービスの推進。

以上でございます。

「(2)対象期間」ですが、現行の市教育振興基本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度末までの5ヵ年でありますので、市大綱の対象期間もこれに合わせ、平成28年度末までとしてまいります。

なお、平成29年度以降の次期教育振興基本計画は、今年度から見直し・策定業務を進めてまいります。従いまして、総合教育会議においてもこれと連携し、次期教育大綱としての位置づけを念頭に置きながら、協議・調整を尽くしていくものいたします。

4ページ以降は、提案させていただく、市大綱(案)でございます。この文言につきましては、概要版でご説明した、市教育振興基本計画の基本理念、基本目標と、これに関する施策と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、協議事項(2)の説明を終わります。

「山脇市長」 ただいま、事務局より協議事項(2)の説明がありました。

総合教育会議での協議・調整を通じて、本市における教育施策の基本的な方針である大綱を定めなければなりませんので、現在の市教育振興基本計画の基本理念や基本目標といった骨子を、本市の教育大綱に代えていくという説明でした。

只今の事務局からの説明につきまして、私からもあらためて申し上げます。

本市の教育の総合的な施策の目標や、施策の根本となる「教育大綱」にはどのようなものがふさわしいのかと考えますと、現在の市教育振興基本計画は、策定当時、教育委員会を中心に、多くの有識者の方々にご参画いただきながら、協議を重ねて策定したもので、現在も鋭意、この計画に基づいた教育振興を図っております。

教育を取り巻く環境は、絶えず変化しており、適切かつ迅速にさまざまな課題に対して取り組んでいかなければならないことは言うまでもありませんが、教育大綱というのはあくまで、細かな計画や施策を網羅し、記載するというより、大きな目標、指針になるものです。従いまして、まだ2年近くの計画期間を残しておりますので、その理念や目標の達成に向けて進行中である市教育振興基本計画は、現在の本市教育振興の根幹となるものですので、この基本理念や目標をもって市大綱に代えることにしてまいりたいと考えておりますが、委員の皆さんのお考えはいかがでしょうか。

「高本教育長」 この4月から教育長を拝命しました高本でございます。よろしくお願いいたします。

私は新しい教育委員会制度に移行しまして最初の教育長ということでございまして、まだ、2か月ということですので、実際に、この新しい教育委員会制度において、いかに運用していくのか、あるいは、新たな組織として活かしていくことができるのかというところが、まだはっきりと見定めるところまではまいりませんけれども、自分の思いを少し話させていただきます。

まず、少し大綱から外れますが、先ほど市長からお話いただきましたが、首長としても、本市の教育問題については、当然責任を持って臨んでいるという、大変ありがたいお言葉をいただきました。

これまでも、いろんな面で教育委員会の活動については市長へご報告させていただき、文化財関係やスポーツ関係についてもご相談させていただくなど、市長と教育委員会が協同して教育行政を進めてきたという経緯もありますので、総合教育会議が開催されるようになったと言いましても、特別にあらためて新しいことを行うということは考えておりません。

従来どおり、市長と教育委員会が連携して、着実に運用を進めて行きたいと考えておりますが、このような、きちんとした形で話し合いができる公開の場が設けられたということは、良かったと思っております。

また、先ほど事務局から説明がありましたように、教育振興基本計画につきましても、教育基本法の改定にあわせて国が計画を策定しまして、それにあわせて、それぞれの地方自治体も計画を策定するよう、努力目標として定められたものです。ご承知のように、愛知県教育委員会は平成23年度に計画を定めました。「アクションプラン2」という形で公表されていますが、それを受けて、本市は1年遅れで市教育振興基本計画を作成しまして、平成24年度より運用を開始しております。

この計画につきましても、教育委員会の活動全般について、細かな取り決めというより、むしろ基本理念や基本目標を定めることを目的とされていますので、これを受けて、各課で細かな事業の計画を定めています。

これらの方針に基づき、これまで教育委員会各課の事業を進めてまいりましたので、今回、市大綱を新たに作成する必要があるわけですが、まずは市教育振興基本計画に沿った内容の市大綱として、本年度は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

「山脇市長」 大綱の制度は、この4月から施行させるわけでございますが、現在の他市の状況を見ましても、まったく新たに策定するというところはない状況でございます。そのような状況も含めまして、高本教育長が言われたように、まずは市教育振興基本計画の内容を、引き続き市大綱として進めていくのが良いと、私も考えております。

他にはございませんか。



「小田委員」 市大綱を新しく策定するのではなく、市教育振興基本計画をもって市大綱と代えるとした場合、先ほどの市長のお話の中でもありましたが、めまぐるしく変化する教育現場、社会環境という中で、5年間計画の内容が変わらないというのはどうかと思います。

市教育振興基本計画の中でも大きな柱を市大綱として定めて、その下の具体的な計画として、市教育振興基本計画を位置づけて事業を推進していくというやり方が良いと思います。進行管理、P D C Aを行う中で、市教育振興基本計画については見直しができるものとするための協議が必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

「山脇市長」 事務局の意見はいかがですか。

「鈴木庶務課長」 大綱の趣旨は大きな骨子として存在するものですので、教育振興基本計画との違いというものがあるかと思います。教育行政の進行管理につきましては、別に法で定められております、点検評価委員会でも外部委員によるチェックが毎年行われております。ただ、教育委員会の基本理念については計画の間にも変わるものではなく、大綱と計画の整合性ということもありますので、今回につきましては、市教育振興基本計画の基本理念や目標をもって市大綱に代えたいと考えるものです。

今後につきましては、法令上でも大綱を変えていくことは認められておりますので、必要に応じて会議の中でご協議いただきまして、決定していければと思っております。

「山脇市長」 市の総合計画は10年計画ですが、毎年見直しを行い、新たに事業を追加するなどしていますので、同様に市大綱や市教育振興基本計画も見直しを行っても良いとは思っています。

その他にご意見等はございますか。

「高本教育長」 私も、大綱の位置づけについて小田委員と同じように考えていますが、市教育振興基本計画は平成29年度の改正に向けて、28年度中には見直しの作業を行っていく必要がありますので、その際には市長のご意見を盛り込みまして市大綱を見直していく必要があると考えています。そして、見直した市大綱に沿って市教育振興基本計画を策定していくことになるかと思います。

「小田委員」 同じような意見になりますが、ゆるがない大綱に対して、状況に合わせて柔軟性、順応性のある計画という形が好ましいと思います。見直しの時期につきましては、市長や教育長が言われるように、平成28年度で良いと思います。

「山脇市長」 その他にはよろしいですか。それでは私から一言申し上げたいと思います。私は市長として8年目になりますが、学校現場へは年に2回程度、子どもたちと給食を食べる時ぐらいしか訪問できていませんので、もっと機会をふやさなければいけないと感じています。

それから、市の行政としては、子どもたちが学びやすい施設を整備していくことが必要だと考えています。ご存知のとおり、建て替えの時期がきている施設もありますので、市が大きな責任を持って、教育委員会と協議を進めながら、しっかり対応して

いきたいと思います。

また、全国学力テストについてですが、豊川市の子どもたちの学力が少し弱いと感じておりますので、これにつきまして教育委員会と連携して対応していきたいと思っております。

それと、私が教育に関してはバイブルとして読んでいる1冊の本がありまして、藤原正彦さんの「国家の品格」ですが、この中で、「これが教育だ」と私が感じた文面をご紹介しますと、作者が父親から絶対にやってはいけないと教えられた5つのことについてですが、1つ目は「大きいものが小さいものと喧嘩してはいけない」ということで、弱いものいじめをしてはいけないということですね。2つ目は「大勢で1人と喧嘩してはいけない」、3つ目は「男が女に暴力をふるってはいけない」、4つ目は「武器を持ってはいけない」、5つ目は「相手が泣いたり、謝ったりしたら、すぐにやめなくてははいけない」です。とにかく、弱いものを救う時には力を用いても良いと教わったそうですが、それらの理由を聞いたところ、「卑怯はいけないから」と答えられたそうです。これらのことが現代の子ども達には伝わっていないと私自身も感じていますので、是非、学校の現場で教えていただきたいと思っております。

他に何かありませんでしょうか。

**「林委員」** 私からもよろしいでしょうか。今、市長から教育に対する思いをお話いただきましたので、私も感じていることを発言させていただきたいと思っております。今、国が盛んに地方創生ですとか、地方の活性化ということ言っていますが、私はその原点として、ふるさとを愛する心と心情、そういったものがなければ絶対にだめだと思うのです。ですから、ふるさとを愛する心情を育てるような教育を実施していくべきだという思いを持っています。

もう1つは、私は、日本は物づくりで生きていく国だと思っております。ですから、子どもものうちから物づくりにもっと関わられるような、例えて言うと、子供たちが科学に触れる、技術に触れる、そういった環境を作っていくと良いと思っております。他市の状況を見てみますと、取り組みを始めている自治体もありますので、豊川市も、子ども達が積極的に物づくりに関わられるような、環境づくりに取り組んでいくべきだと感じています。

**「山脇市長」** ありがとうございます。他にはいかがですか。

**「菅沼委員」** 他の委員が言われたとおり、この市大綱に関しては先のご説明いただいた内容で納得いたしました。市大綱にも、「基本目標4 豊かな人生を自らが築く学習社会を確立します」という生涯学習に関わる記述がございますが、生涯学習関係の事業にも、学校の教育現場に関係する事業があると思うのです。教育委員会という学校教育が主になっていると思われがちですが、やはり、市民の皆さんの生涯学習があって、そして学校教育があると思っておりますので、改定する市教育振興基本計画にも、生涯学習に関する取り組みを十分に組み込んでいきたいと考えています。

**「山脇市長」** ありがとうございます。他にはいかがですか。

「高本教育長」 私は教育委員会の仕事というのは、大きく分けると、人づくりと絆づくりの二つになると思います。例えば、庶務課や学校教育課、学校給食課の仕事というのは、小中学校の子どもを対象にして、これからの成長を促していくという人づくりの面が大きく、一方、生涯学習課やスポーツ課、中央図書館の仕事は、子供だけではなく一般の大人も含めて、生涯にわたる人間関係、絆づくりではないかと思っています。そこで、人づくりであれ、絆づくりであれ、豊川らしさといいますか、それぞれの地域の実情ですとか、地域の特色といったものを、制度そのものに活かしていくと、さらに良いのかなと思っています。

「山脇市長」 私からも少しお話したいと思いますが、ご承知のように、1年半前にB-1グランプリの全国大会を豊川市で開催いたしました。各校の小学校6年生のクラス数がちょうど出店団体と同じ数であったということで、各クラスでそれぞれ出店団体を応援するのぼり旗を考えてもらって、それを出展団体へ渡したということがあったのですが、そのことが出展団体からとても好評で、大会が終わってからも出展団体との交流が続いている学校があると伺っています。

先日開催された「おいでん祭」でも、津の餃子と甲府の鳥モツが出店していましたが、B-1の時に応援してくれた6年生が、今はもう中学生ですけども、またお店を訪れてくれまして、当時の交流のことがありましたので、大変話が盛り上がったと聞いております。

このように、B-1グランプリというイベントを通じて、豊川市の小中学校では「おもてなし」ということが大変息づいてきたと思います。

教育とは違う話かもしれませんが、地域のイベントを通じて、豊川市をみんなで盛り上げていこうという雰囲気が大きくなってきていると感じております。

他にはよろしいでしょうか。

「柳瀬委員」 先ほど、菅沼委員が生涯学習についてご意見を言われましたが、私も生涯学習に加えて、家庭教育について働きかけていかなければならないと感じています。今の親が子ども達を先生に預ける前に、家庭教育ができていないかと、完全ではないと、私自身も親の立場から見て、すごく感じているところです。

私は教育委員の中で保護者代表という立場でございますので、子育て、家庭教育について、市の行政にも支援していただきたいと、意見を申し上げさせていただきます。

また、そういったところを、今後の市大綱や市教育振興基本計画に盛り込んでいきたいと思っています。

「山脇市長」 家庭教育の重要性というのは、皆さんが常々お考えだと思いますが、行政がその問題にどのように関わるかということは難しい課題だと思いますので、これから皆さんと一っしょに考え、頑張っていきたいと思っています。

「小田委員」 冒頭の国家の品格のお話し、道徳教育のお話ですが、私も大変すばらしいことだと思いますし、そういう方向に進めていきたいという思いがあります。

また、林委員のふるさと意識のお話、市長のB-1のお話にもありますが、やはり、

他の地域から評価されることで、子ども達がもっと自分の地域を掘り下げて考えてみようという気持ちになると思いますので、そういった環境を作っていく必要があると思います。

そのようなことを含めて、難しいことかもしれませんが、大綱の中に、平和教育の実践というようなものを、大項目の一つとして掲げていきたいと思っています。

実際に戦争の大きな被害に遭っている豊川市だからこそ、小学校では総合学習などで必ず海軍工廠の被害を取り上げ、子ども達に本当に戦争が悪いことであると周知させる。戦争否定というのは当たり前なのですが、新たな平和のあり方というものを創造してもらって平和教育を推進してもらいたいという希望でございます。

「山脇市長」 そのお考えはよく分かります。今年は海軍工廠空爆から70周年ということで、8月7日に平和祈念式典を開催するところではありますが、70周年ということで、当時、海軍工廠で働かれていた方々がどんどん高齢になり、式典に参加される方も減っていく状況ですので、大きな行事はなかなか開催することが難しくなるのかなと思っていますが、今年はそういった意味で、最後の大きな行事となるのではと思っています。

今回は、何とか野球場に2,500名、これは爆撃で亡くなられた方の数ですけど、小学生、中学生、高校生に参加していただいて、戦争の悲惨さを十分認識してもらおうという形で、準備を進めております。

これも、子ども達にとって平和教育の一環であると思っておりますが、今後につきましても、皆さんと相談しながら、どうしたら良いかということを考えていきたいと思っています。

それから、名古屋大学太陽地球環境研究所の敷地の中から、豊川市へ3ヘクタールを譲っていただいて、平和公園を造るということで、今年度は設計段階に入るところでございますので、なるべく当時の状況が分かるものを残して、それを活かした公園を造りたいと考えております。

そういった事業を展開しながら、この地域の子子ども達に、平和に対する大事な心をしっかりと受け継いでもらいたいという気持ちがございます。

これから、平和教育として何を行っていくかということは、今後も皆さんと協議していきたいと思っております。

他にはよろしいですか。

「高本教育長」 先ほど、市長が豊川市の子子ども達の全国学力テストの結果が心配であると言われていましたので、学校教育課から説明をさせていただきたいと思っています。

「松平教育部次長」 全国学力テストの結果でございますが、昨年度、豊川市の結果が悪かったということでご心配いただいておりますけれども、この結果というものは年によってずいぶん変動がございます。

基礎学力の充実については学校教育課としても力を入れており、その他にも、わかる授業の確立ですとか、特別な支援を必要とする子ども達が通常学級にたくさん在籍

しておりますので、その子たちへの個別支援を続けていくことで、学力の向上を図ってまいりたいと考えております。

ただ、全国学力テストの結果というものは、子ども達の学力の一部を測るものでありまして、それが低かったからといいまして、昨年度の豊川市の子ども達、全ての学力が低いということではございませんので、補足させていただきます。

以上でございます。

「山脇市長」 それではご意見いろいろありがとうございました。

協議事項（２）資料の４ページ以降にありますとおり、「豊川市教育大綱（案）」につきまして、同意いただけるということでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、豊川市教育大綱については、案のとおりとしてまいります。

以上で、本日の協議事項の協議は終了しましたが、「その他」ということで、事務局から何かありますか。

「鈴木庶務課長」 配布資料の「年間の会議予定について」をご覧ください。

総合教育会議の年間の開催予定でございますが、今年度は本日の会議を含めまして３回を予定しております。「平成２７年度会議予定」とありますとおり、次回は１０月半ば頃、第３回目は２月半ば頃を予定しております。これは定例会の予定であります。緊急時等につきましても必要に応じて適宜開催してまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、平成２８年度の予定につきましては、今年度末までにはお知らせしてまいります。

以上でございます。

「山脇市長」 年間の会議予定について、事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

それでは、他に何もありませんので、本日の豊川市総合教育会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

（午前１１時１０分 閉会）